

『令和3年3月11日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和3年3月定例会】

(令和2年度・令和3年度関係議案)

委員長 江袋正敬

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、議案第51号「令和2年度川口市一般会計補正予算」のうち、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「繰越明許費補正」のうち、民生費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第20号「令和3年度川口市一般会計予算」のうち、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「継続費」及び第4条第4表「地方債」のうち、民生費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、障害者総合支援事業費にかかわり、重症心身障害児通所事業所支援事業補助金の補助内容について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、老人福祉費の温水プール浴事業の廃止は利用者の負担増につながることに、紙おむつ支給事業が縮小されていることから、反対するとの意見。

また、障害者総合支援事業費において、市の単独補助として、新たに重症心身障害児通所事業所支援事業補助金が計上されていることは、評価できる。今後は、県に対して同様の補助制度の創設を求めることを要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第23号「川口市介護保険事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳出にかかわり、保険給付費の過去3年間の実績と今後の見込みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、今回の保険料の改定は大幅な負担増につながるなどから、反対するとの意見。

また、今後も高齢者人口の増加が見込まれ、同様に保険給付費の増加も見込まれていることから、保険料が増額となることは、安定的かつ健全な事業運営のためにも、やむを得ないものであると考え、賛成するとの意見。

さらに、介護保険制度は今後の高齢社会を支える大切な制度であり、今回の改定でも低所得者への配慮がされていること、介護従事者への報酬の改定分も含まれていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第54号「川口市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、保険料の所得段階を17段階とした理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、今回の介護保険料の改定は基準額となる第5段階の世帯で、12.9パーセントの増、第1段階の世帯でも2,270

円の増となり、低所得者への影響が大きいことから、反対するとの意見。

また、本市の介護保険料は、第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画においても17段階とし、一定以上の所得の世帯に応分の負担を求める一方、所得の低い世帯の負担に配慮するなど、所得に応じた保険料となるよう設定した点は評価できると考え、賛成するとの意見。

さらに、高齢者人口の増加に伴い、保険給付費は増加している。介護保険制度は今後の高齢社会を支える大切な制度であり、今回の改定でも所得の低い世帯への配慮がなされていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第55号「川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第53号「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第24号「川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第40号「川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第51号「令和2年度川口市一般会計補正予算」のうち、歳出の部、第4款「衛生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「繰越明許費補正」のうち、衛生費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第20号「令和3年度川口市一般会計予算」のうち、歳出の部、第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表「地方債」のうち、地域保健センター整備事業についてを一括議題といたしましたところ、保健活動費にかかわり、特定不妊治療費等助成金の増額理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第39号「川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第41号「川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第52号「令和2年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、繰越明許費にかかわり、翌年度繰越額の積算根拠について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第21号「令和3年度川口市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、多子世帯減免の対象者数及び影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、賦課限度額の引き上げにより、1,620世帯、約3,500万円の増額が見込まれ、高い所得とは言えない世帯まで影響が及ぶことから、反対するとの意見。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、国民健康保険事業の運営がさらに厳しい状況となっている中、歳出においては、医療費の適正化や被保険者の健康増進に努めていること、歳入においては、国民健康保険税の収納率の向上が続いていることなどから、適正であると認められるため、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第42号「川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、賦課限度額の改定に伴う低所得世帯への影響について、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、本条例は賦課限度額を引き上げるものであり、反対するとの意見。

また、賦課限度額を法定の上限額まで引き上げることは、所得が一定以上の高所得者に応分の負担を求めることで、中間所得層の負担増の抑制を図るものであり、やむを得ないものと考え、賛成するとの意見。

さらに、高齢化等により医療給付費が増加している中、基礎課税額と介護納付金課税額の賦課限度額の引き上げは中間所得層の世帯に負担をかけないためのやむを得ない措置と考え、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第22号「川口市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題とい

たしましたところ、歳入にかかわり、均等割額の軽減割合見直しにかかる対象者数及び一人当たりの影響額について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第26号「川口市立看護学校事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、看護学科費にかかわり、器具等借上料の内訳について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第35号「川口市病院事業会計予算」を議題といたしましたところ、医業収益にかかわり、収益向上の具体策について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第43号「川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、心臓外科と血管外科を統合するメリットについて等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。